(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症及び原油・原材料価格高騰等の影響を踏まえ、県内中小企業等が行う省エネルギー設備の導入に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 この補助金の対象とする事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業 とする。
- (1) 通常枠 商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて、エネルギー使用量の削減に資す る設備への切り替えを行う事業
- (2) 特別枠

省エネルギー診断実施機関等による省エネルギー診断の結果に基づき、商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて、エネルギー使用量の削減に資する設備への切り替えを行う事業

(交付基準)

- 第3条 この補助金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。ただし、別記に定める補助対象者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。
- (1) 暴力団 (新潟県暴力団排除条例 (平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人の役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者
- (4) 暴力団員又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 この補助金の交付額は、別記に定める補助対象経費の額の範囲内で、知事が定める 額とする。
- 3 国及び新潟県の他の補助金との併用はできないものとする。

(交付の条件)

- 第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、 速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠

書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第19条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施にあたっては、第3条第1項ただし書各号のいずれかに該当する と認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団の排除に係る県の取扱い に準じて行わなければならないこと。

(交付申請書)

- 第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申 請書を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。
- 2 補助金交付申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画書 別記第2号様式
 - (2) 収支予算書 別記第3号様式
 - (3) 暴力団等の排除に関する誓約書 別記第4号様式

(交付の決定)

- 第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定を通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(事業の着手時期)

第7条 事業の着手時期は交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に別記第5号様式による事前着手届を知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

- 第8条 第4条第1号の規定により、次の掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第6号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認めたもの(必要に応じて知事に事前協議をすること。)
- (2) 別記に掲げる補助対象経費の経費区分欄に掲げる各経費相互間のいずれか低い額の 20 パーセントを超える経費の配分変更
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該

補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第4条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ 別記第7号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなけ ればならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 10 条 第 4 条第 3 号の規定により知事の指示を求める場合には、あらかじめ別記第 8 号様式による完了延期報告書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起 算して 15 日を経過した日とする。

(実施状況報告)

第 12 条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、知事が指定する期日までに実施状況を報告しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、令和5年1月31日までに補助事業を完了(当該補助事業に係る補助対象経費全額の支払完了をもって補助事業の完了とし、第9条の規定による補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)させ、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日)から起算して30日以内又は令和5年2月10日のいずれか早い日までに、別記第9号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)事業実績書 別記第10号様式
 - (2) 収支実績書 別記第11号様式
 - (3) 取得財産等管理台帳 別記第 12 号様式

(補助金の額の確定等)

第 14 条 知事は、前条第 1 項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る 書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定 の内容(第 8 条の規定による承認をしたときには、その承認をした内容)及びこれに 付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業 者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(立入検査等)

第 16 条 知事は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、補助

事業に係る関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは職員に質問をさせることができる。

(是正のための措置)

第 17 条 知事は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(事業効果の報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施によるエネルギー使用量の削減効果を把握し、 事業完了の翌々年度の5月31日までに別記第13号様式による事業効果報告書を知 事に提出しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

- 第19条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、この助成金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。
- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、 又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和 53 年 8 月通商産業省告示第 360 号) の別表の一の項に定める処分制限期間とする。
- 3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記 第 14 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第20条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の 全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他必要な事項)

第21条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、 知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

補助対象事業	(1)通常枠	(2)特別枠	
補助事業者	第2条に定める事業を行う者で、補助事業の実施にあたり、次に掲げる		
	要件を全て満たす者であること。		
	(1) 新潟県内に主たる事業所等を有る	する中小企業(中小企業基本法(昭	
	和 38 年法律第 154 号)第 2 条に定	どめるもの又はこれらを構成員とする	
	団体若しくはこれらに準じるもの	(※)。ただし、法人格のない任意団	
	体を除く。)であること。		
	(※) 中小企業を構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの		
	例:事業協同組合、企業組合、協業組合など		
	(2) 「みなし大企業」に該当しないこと。		
	(3) 2022 年 1 月以降の任意の 1 か月の売上高、粗利益、付加価値額のい		
	ずれかが、2019年~2021年の同1か月と比較して5%(付加価値額の		
	場合は10%)以上減少していること。		
	(4) 新潟県エコ事業所表彰制度に参加していること、又は参加申込を行		
	っていること。)	
	(5) 公序良俗に反する事業及び公的:		
		俗営業等の規制及び業務の適正化等	
		21 号)第 2 条第 5 項及び同条第 13	
# H → 台 = D /#	項第2号により定める事業等)に	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
補助対象設備 		以下の全ての要件を満たす設備で	
	あること。	あること。	
	(1) 商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて使用している設		
	備を同等の出力・能力を有する設		
	備に置き換えるものであって、エ		
	ネルギー使用量の削減が見込ま		
	れる設備(ただし、照明設備及び	れる設備(ただし、照明設備及び	
	生産設備を除く。)	生産設備を除く。)	
	(2) 事業所内に設置、又は使用する	(2) 事業所内に設置、又は使用す	
	設備	る設備	
	(3) 外部から電気、燃料等の供給を	(3) 外部から電気、燃料等の供給	
	受けて稼働する設備	を受けて稼働する設備	
	(4) 発電機能を有しない設備	(4) 発電機能を有しない設備	
	(5) 償却資産登録される設備	(5) 償却資産登録される設備	
	(6) 事業所のエネルギー使用に直	(6) 事業所のエネルギー使用に直	
	接影響のある設備	接影響のある設備	
		(7) 平成31年4月以降に実施され	
		た、以下に掲げるいずれかの省	
		エネルギー診断において助言や	
		提案を受けた省エネに資する設	
		備	
		① 一般財団法人省エネルギーセ	
		ンターによる診断	
		② 資源エネルギー庁「地域プラ	

		T			
				ットフォーム構築事業」におけ	
				る「省エネお助け隊」による診	
				断	
				③ エネルギーの使用の合理化等	
				に関する法律の規定に基づくエ	
1 5 -1				ネルギー管理士等による診断	
補助	対象経費	補助対象となる経費は、次に掲げる条件を満たす下表の経費とする。			
		(1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であ			
		ること。			
		(2) 事業実施期間内に支払が完了した経費であること。			
		(3) 証拠資料等(見積書、納品書、請求書、領収書、成果物)によって			
		支払金額が確認できる経費であること。			
	経費区分		中。		
		(費目)	内容		
		設計費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費		
		-n./#:#	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の購入(運搬		
		設備費	に係る経費を含む)、製造(改修を含む)又は据付、既存設		
		工事費	事業遂行に直接必要な配管、配電等の工事に必要な経費		
		ユナス ナルだけに足込む女の出日、配电サツエザに近女体歴具			
補助	前助対象外経費 〇 消費税、振込手数料				
		○ 土地の取得・賃貸に係る経費、建物の新設・増設に係る経費			
		○ 本事業の目的に合致しない経費 等			
補助率補助対象経費の		費の3分の2以内	補助対象経費の4分の3以内		
補助	補助額 一 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。		、これを切り捨てる。		
		○ 補助対象経費が下記に定める下限額に達しない場合は、その全額を			
		補助対象としないものとする。			
-	上限額	133万3千円]	150 万円	
	(補助対象経	(200 万円)		(200 万円)	
	費上限額)				
-	下限額	13万3千円		15 万円	
	(補助対象経	(20 万円)		(20 万円)	
	費下限額)				